第八条の表第四条第一項の項を次のように改める。

第四条第一項	設置者	所管大臣
	行政庁に報告しなければならない	行政庁に通知するものとする

第八条の表前条の項を次のように改める。

前条	設置者	所管大臣
	申請書を、行政庁に提出しなければならない	書面により、行政庁に申し出るものとする

第十条第一項第二号中「厚生労働大臣認定養成施設」を「同項第一号に定める養成施設」に改める。

第十四条を削り、第十五条を第十四条とする。

（柔道整復師法施行令の一部改正）

第九条　柔道整復師法施行令（平成四年政令第三百二号）の一部を次のように改正する。

第三条後段、第四条第一項後段及び第二項後段、第五条第一項後段並びに第八条後段を削る。

第九条の表第三条の項から第四条第二項の項までを次のように改める。

第三条	設置者	所管大臣
	申請書を、行政庁に提出しなければならない	書面により、行政庁に申し出るものとする
第四条第一項	設置者	所管大臣
	行政庁に申請し、その承認を受けなければならない	行政庁に協議し、その承認を受けるものとする
第四条第二項	設置者	所管大臣
	行政庁に届け出なければならない	行政庁に通知するものとする

第九条の表第五条第一項の項を次のように改める。

第五条第一項	設置者	所管大臣
	行政庁に報告しなければならない	行政庁に通知するものとする

第九条の表前条の項を次のように改める。

前条	設置者	所管大臣
	申請書を、行政庁に提出しなければならない	書面により、行政庁に申し出るものとする

第十三条を削り、第十四条を第十三条とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和四年五月一日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

2　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）の項中「第一条、第一条の三第二項」を「第一条の二、第一条の四第二項」に、「、第四条第一項、第八条後段、第九条第一項後段及び第二項後段、第十条第一項後段並びに第十三条後段」を「及び第四条第一項後段並びに第十条第一項後段」に改め、同表保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）の項中「、第八条第五項、第十二条後段、第十三条第一項後段及び第二項後段、第十四条第一項後段並びに第十七条後段」を「及び第八条第五項」に改め、同表歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）の項中「、第七条、第十条後段、第十一条第一項後段及び第二項後段、第十二条第一項後段並びに第十五条後段」を「並びに第七条」に改め、同表臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）の項中「、第七条、第十一条後段、第十二条第一項後段及び第二項後段、第十三条第一項後段並びに第十六条後段」を「並びに第七条」に改め、同表理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和四十年政令第三百二十七号）の項中「、第七条、第十条後段、第十一条第一項後段及び第二項後段、第十二条第一項後段並びに第十五条後段」を「並びに第七条」に改め、同表視能訓練士法施行令（昭和四十六年政令第二百四十六号）の項中「、第七条、第十一条後段、第十二条第一項後段及び第二項後段、第十三条第一項後段並びに第十六条後段」を「並びに第七条」に改め、同表歯科衛生士法施行令（平成三年政令第二百二十六号）の項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令（平成四年政令第三百一号）の項及び柔道整復師法施行令（平成四年政令第三百二号）の項を削る。

総務大臣　金子　恭之
厚生労働大臣　後藤　茂之
内閣総理大臣　岸田　文雄

省令

○財務省令第一号

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和五十五年政令第三百号）第十五条の規定に基づき、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年二月九日

財務大臣　鈴木　俊一

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令の一部を改正する省令

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和五十五年大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（入札説明書の記載事項）	（入札説明書の記載事項）
第六条　特例政令第九条に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	**第六条**　特例政令第十条に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一～七　［略］	一～七　［同上］
第七条の二　契約担当官等は、財務大臣の定めるところにより、特例政令第十三条の規定による公示において、次に掲げる事項を記載するものとする。	**第七条の二**　契約担当官等は、財務大臣の定めるところにより、特例政令第十四条の規定による公示において、次に掲げる事項を記載するものとする。
一～九　［略］	一～九　［同上］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。